それでは，原告ら第３準備書面及び第５準備書面の要旨陳述を行います。

原告第３準備書面では、沖縄県知事の裁量判断には濫用・逸脱はなく、裁量判断に濫用・逸脱があるとした本決裁決が誤りであり違法であること主張しています。

平成２８年１２月２０日の最高裁判決の枠組みからするならば、本件設計変更承認申請における災害防止要件（公水法４条１項２号）の判断に対する審査は、専門技術的な知見に基づいてされた都道府県知事の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきです。

すなわち、採用されている審査基準等に不合理な点がないか、審査基準等に沿った判断過程に不合理な点がないかという観点から司法審査される必要があります。

そして、沖縄県における災害防止要件の審査基準は、「埋立地の護岸の構造

が、例えば、少なくとも海岸護岸築造基準に適合している等、災害防止に十分

配慮されているか」等です。

沖縄県知事は、このような基準に照らして、辺野古大浦湾でもっとも深い地点であるＢ－２７地点の力学的試験の必要性や調整係数の設定等に鑑み、上記要件適合性が確認できないとして本件変更不承認処分の判断をしました。この沖縄県知事の判断については、上記最高裁判決の判断枠組みに照らして、何ら不合理な点はなく、裁量の逸脱又は濫用などあるはずがありません。

これに対し、本件裁決は、かかる県知事の判断に裁量権の逸脱又は濫用があ

るとしましたが、その内容は、防衛局の主張の根拠や信用性についてまったく吟味しないまま、ただただ防衛局の主張をなぞるばかりの客観性・公平性を欠く判断でした。そもそも、裁量権の逸脱又は濫用が認められるなどというのはよっぽどの場合だけのはずです。沖縄県知事、防衛局双方の主張を十分に吟味しなければ、裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いいえません。それにもかかわらず、本件裁決においては、防衛局の主張の根拠や信用性についてまったく吟味されないまま、ただただ防衛局の主張をなぞるばかりの客観性・公平性を欠く判断がなされています。事実誤認に基づく不合理なものであり、合理的な理由なく沖縄県知事の裁量判断を否定するものであって違法です。

　そもそも、本件裁決は、災害防止要件の判断枠組みとあてはめについて法令解釈を誤っています。構造物の設計は、対象物に最も相応しい設計基準や技術基準で行われる必要があります。辺野古新基地は普天間飛行場の代替施設として計画されている飛行場です。飛行場の土木施設の技術基準は、「空港土木施設設計要領」（以下「空港設計要領」といいます。）です。辺野古新基地の設計にあたっても、技術基準としては、「空港設計要領」が選択されなければなりません。この「空港設計要領」では地震時安定性の照査が必要とされており、その対象には、護岸のみならず土構造物すなわち護岸の支持地盤が含まれています。土構造物すなわち護岸の支持地盤の地震時安定性照査までが必要となるのです。ところが、沖縄防衛局は、「空港設計要領」に“「港湾基準・同解説」を参考とすることができる”という記述があることを根拠に、「港湾基準・同解説」に（なんの条件をつけることなく）準拠することができると曲解しました。このことにより、本来「空港設計要領」では地震時安定性の照査対象であるべき土構造物すなわち護岸の支持地盤の地震時安定性照査が除外されてしまっているのです。本件裁決は、かかる沖縄防衛局の技術基準の選択の誤りを見落とし、港湾基準・同解説に準拠すればそれで足りるかのような判断を行い、それでは足りないとした県知事の裁量的判断に濫用・逸脱があるとしました。

しかしながら、このような技術基準の選択の誤りがあれば、災害防止要件の審査基準である「埋立地の護岸の構造が、例えば、少なくとも海岸護岸築造基準に適合している等、災害防止に十分配慮されている」と判断できないと県知事が審査したのは当然であり、かかる県知事の裁量的判断に濫用逸脱があるわけがないのであって裁決に誤りがあるのは明らかです。

また、今回提出した甲４４号証の技術士の須藤氏の意見書に詳細にあるとおり、沖縄防衛局による地盤の調査には、事実誤認やごまかしが数多くあり、それを無批判に根拠としている本件裁決には事実誤認が多数あるといわざるをえません。特に、①防衛局による試験結果の説明が不適切なので、Ｂ－２７地点周辺の地盤状況が分からないこと、②防衛局がＣＰＴ試験から１年も経ってＢ－５８地点やＳ－２０地点のボーリング試験をするという不可解な行動をしたこと、③不可解な一連の行動はＣＰＴ試験から非排水せん断強さを求めることができたのにその事実を隠蔽したことに原因があるなど、不合理な点が多々存するのです。これら諸点に鑑みれば、Ｂ－２７地点の力学的試験を行えばせん断強度が小さいことが明らかになる見込みであったことから、防衛局が恣意的にＢ－２７地点の力学的調査を避けたと強く疑わざるを得ません。

これらさまざまな点に鑑みれば、Ｂ－２７地点における力学的試験がなされていないことを理由に本件設計変更を不承認とした沖縄県知事の裁量判断は至極当然のものであり、裁量判断に濫用・逸脱はなく、これがあるとした裁決は違法です。

また、本件工事は、世界的に例のない深さ７０ｍまでの地盤改良であり、盛り上がる土砂も大量であることを考えれば、施工時の地盤は現状よりも不均一になり地盤定数の信頼度は低くなることは明らかです。それらを考慮すれば、沖縄防衛局が調整係数を一律に１．１０に設定したことも不合理であり、これを是とする本件裁決の判断も誤りです。

最後に沖縄防衛局は、護岸の支持地盤の地震時安定性を適切に検討していません。また、地震動の設定についても、レベル１地震動が「港湾基準・同解説」に準拠しない誤った方法が設定されています。このような地震リスク及び災害レジリエンス（強じん性）の検討の欠如からすれば、法第４条第１項第１号および第２号の要件を満たさないのは明らかであり、その点を何ら考慮せず、防衛局の判断をそのまま是認した本件裁決が違法であるのは明らかです。

甲４４号証の意見書では、本件辺野古新基地の護岸が、震度１ないし３の地震で崩れる危険性が指摘されています。

将来、地震が起きて、護岸が崩壊して、災害が起き、また、環境が破壊されてから、やはり工事は誤っていた、差し止めておくべきであったなどと考えるのでは遅すぎるのです。
　以上のとおり、本件裁決の内容は、防衛局の主張の根拠や信用性についてまったく吟味しないまま、ただただ防衛局の主張をなぞるばかりの客観性・公平性を欠く判断でした。

そもそも、このような客観性・公平性を欠く判断がなされたのも当然であるといわざるをえません。

というのも、この審査請求自体が、国が私人になりすまして行った違法なものであり、国の主張を通すために行われた出来レースほかならないからです。

出来レースだからこそ、本件裁決の内容は、防衛局の主張の根拠や信用性についてまったく吟味しないまま、ただただ防衛局の主張をなぞるばかりの客観性・公平性を欠く判断に終始しているのです。

そもそも行政不服審査請求とは、本来、行政不服審査制度は、行政権という権力の暴走を止めるために、一般私人に託された武器であって、本来は国の権利利益の救済を図るものではありません。それを本件のような場合に国が利用できるということ自体が、立法趣旨を無視したあまりにおかしな話です。権力の暴走を止めるために用意された行政不服審査法という武器を使って、国が沖縄県を叩いているのです。行政不服審査請求とは、本来このような使い方は想定されていないはずです。この点について述べたのが原告準備書面５になります。藤田宙靖元最高裁判事が適切に分析しているように、国が公有水面の支配管理権を有しており、免許・承認処分を受けた後の異なる規律の法効果が既に生じている段階に至っている本件のような変更承認申請の場面においては、国以外の者が変更許可を受ける場合と、国の機関が変更承認を受ける場合とでは手続および要件に差異がある以上、この差異によって「国の機関等が一般私人に優先するなど特別に取り扱われている」（令和２年最高裁判決）のですから、沖縄防衛局は「一般私人が立ち得ないような立場」において変更承認処分の相手方となるもの、すなわち、「固有の資格」において本件変更不承認処分の名宛人となったものであって、本件行政不服審査自体が違法とされるべきであったのです。国は、埋立承認を得た後は、もはや私人としての立場であるはずがないのであって、行政不服審査請求と言う手続きをとったこと自体が私人のなりすましにほかならず違法なのです。

　以前、別の裁判でも申し上げましたが、今、この辺野古新基地建設について，法的に明確に止めることができるのは，今，この裁判を行っている，裁判官お三方にほかなりません。

　どうか，裁判所におかれては，国に追随する結論先にありきの判断をするような愚かな過ちをすることなく、公正に事案の本質をとらえた上で、災害防止、環境保全の見地から、司法，裁判所，裁判官としての本来の役割を果たしていただきますよう，どうかお願いいたします。

　以　上